

平成 27 年度永田浜ウミガメ保全協議会の概要について

1) 第 1 回協議会（平成 28 年 1 月 20 日（水）19:00～・永田公民館）

①各機関からの事業報告

②平成 27 年度の永田浜のできごとの報告

NPO 法人屋久島うみがめ館が保全協議会から脱退。

平成 7 年度からの体制による観察会の終了、次年度から体制を一新。

③第 2 回協議会で議論する内容の確認

2) 第 2 回協議会（平成 28 年 3 月 18 日（金）19:00～・ふるさと創生会館）

①来年度の観察会等の実施体制について

平成 28 年度以降の観察会は、永田ウミガメ連絡協議会がうみがめ館の協力のもと、ウミガメの産卵を観察会、放流を放流会として実施する旨の報告。また、観察会レクチャー場所、開始時期や協力金に変更。

【主な質疑等】

■「永田枠」に関して、観察会の定員は 80 名程度とされているが、永田集落に泊まった人は、いくらでも参加して良いのか？（県屋久島事務所総務企画課）

→「永田枠」には特に人数制限を行わない。（連絡協議会）

■観察会開始日を 5/1 としているが、今年のGWは 4/29 から始まるので、4/29 から開始できないか？（観光協会）

→切りよく 5/1 とした。スタッフの調整も難しいので、5/1 からとしたい。（連絡協議会）

■インターネットによる予約について、来年度は 3 部構成で実施することのだが、予約時にも指定できるのか？（観光協会）

→何部に参加したいか、予約時に指定できるよう作成中である（連絡協議会）

■事前レクチャーについて、会場はうみがめ館だけか？また、放流会も予約制か？（屋久島町）

→事前レクチャーの会場はうみがめ館だけとする。放流会も予約制とする。（連絡協議会）

②永田浜ウミガメ観察ルールの修正について

来年度から新体制で実施される観察会及び放流会に関して、既存のウミガメ観察ルールの見直し・修正は来年度の実施状況を見ながら検討する。

【主な質疑等】

■放流会に関して、人の手が入った（保護してふ化させた）子ガメを観光客に見せるという行為は、ルールの目的に合致しているか、また賢明な利用に結びつくか疑問。（環境省）

→放流させることを目的にするのではなく、子ガメ放流の観察を通じて、何を伝えたいのか明確な目的を参加者に伝えることが重要でそのためのレクチャーは不可欠。（観光協会）

→今までのルールでは放流会に関する事項は曖昧だったので、明確に定めれば良い。（連絡協議会）

→観察会、放流会と分けるのではなく、ウミガメの上陸、産卵、子ガメのふ化までのウミガメの生態の一連の流れに部分的に人の手が入っているだけなので、レクチャーをきっちりやって、ルールにも盛り込めば良い。（屋久島町）

→連絡協議会が主体となって実施するというのであれば、放流会についてもルールに盛り込むことになるのでは？放流会が人工的というのであれば、保護柵の設置や、ある意味観察会も人工的になってしまうのでは？（県屋久島事務所総務企画課）

→未実施の段階で、ルールを決めるのは難しいし、短時間で決めにくい部分がある。来年度実際やってみながら放流会に関するルールの策定を検討すれば良い。協力金の金額の妥当性についても同じ。（屋久島町）

■放流会に関するルールが明確に定められていない状態で、協力金を 1,500 円に決めるのは少し検討する必要があるのでは？1,500 円とした根拠がわからない。（県屋久島事務所総務企画課）

→今後も継続して続けるためには、うみがめ館との協力体制は必須で、区民も一緒になってやっぺいかないといけない。また、来年度からは、協力金からうみがめ館と協力して卵の移植活動費もまかなう予定なので長いスパンで考えたところ 1,500 円が妥当という考えでまとまった。（連絡協議会）

③ウミガメ保護柵の設置場所について

永田浜ウミガメ連絡協議会からウミガメ保護柵の設置場所、規模、時期について提案。議論の結果、提案の通り決定。また、保護柵内に卵の移植も行うこととする。

【主な質疑】

■例年より、保護柵が縮小された理由について（観光協会）

→砂浜の幅が狭く、台風時期に波風により柵の設置場所まで洗われるため、その可能性が低い範囲に縮小した。また、例年保護柵設置範囲としていたいなか浜出入り口は浜の利用者が柵内に入ってしまうことから、踏圧の影響も懸念されているため今回はその範囲を除外した（連絡協議会）

④永田浜ウミガメ保全協議会の規約について

構成メンバーの変更、細部について修正。また、第7条第2項は、条文の内容から、修正の上、第8条として独立して設置する。（改正案は、後日事務局が修正の上、保全協議会構成メンバーに確認）

【主な質疑】

■第7条第1項のエコツアー推進協議会との連携・協力について、これまで十分に行えてきたとは言えない。どのように整理するか？（環境省）

→エコツアー推進協議会はまだ存在し、来年度の事業で全体構想の策定部会を実施する予定でいる。その際永田浜についても議論する可能性があるので、エコツアー推進協議会事務局としてはそのまま残して頂きたい。（屋久島町）

■第7条第2項について、条文の内容からすると第2項に設置するのはおかしいのでは？（県屋久島事務所総務企画課）

→事務局で修正の上、後日構成メンバーに確認する（環境省）。

⑤来年度の会長の選出

これまでと同じく、永田区長である野村区長が決定。